

東京2020オリ・パラトップアスリート等育成・強化補助金
「オリ・パラトップアスリート活動支援」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市から東京2020オリンピック・パラリンピックへ出場できる選手の輩出を目指し、選手の育成・強化の活動に対して支援を行うとともに、本市を代表する強化選手としての意識と自覚を醸成することなど目的として、各競技団体から強化指定等を受けた選手に対し、東京2020オリ・パラトップアスリート等育成・強化補助金「オリ・パラトップアスリート活動支援」(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「各競技団体から強化指定等を受けた選手」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中央競技団体等から日本代表(年代別含む。)として指定を受けている者
- (2) 日本オリンピック委員会のオリンピック強化指定を受けている者
- (3) 日本パラリンピック委員会の強化指定を受けている者
- (4) 日本オリンピック委員会の正加盟団体から強化指定を受けている者
- (5) 日本パラリンピック委員会の加盟競技団体から強化指定を受けている者
- (6) 申請年度の前年度において、日本オリンピック委員会の正加盟団体または日本パラリンピック委員会の加盟競技団体の国内ランキングが1位から10位までの者
- (7) 申請年度の前年度において、中央競技団体等が主催する全国大会(県予選、ブロック予選等を勝ち上がった大会に限る)で1位から3位までに入賞している者で、市スポーツ協会加盟団体が推薦する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市に住所を有し居住しており、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの者であること。
- (2) 同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付(交付決定を含む。)を受けていない者。
- (3) その他市長が認めた者。

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、前条の補助対象者が行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 国内練習会又は合宿
- (2) 国外遠征練習会又は合宿
- (3) 全日本レベルの試合
- (4) 国際レベルの試合
- (5) その他市長が認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する活動に必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料・賃借料（実費）
- (2) 負担金（実費）
- (3) 交通費（実費）
- (4) 宿泊費（実費であって、国内1泊の場合にあつては11,800円以内とし、国外1泊の場合にあつては19,300円以内とする。）
- (5) その他市長が認めたもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第5条に規定する対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の交付申請額の合計額が予算額を超える場合にあつては、限度額を減額することができる。

（補助金等の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、東京2020オリ・パラトップアスリート等育成・強化補助金「オリ・パラトップアスリート活動支援」補助金交付（変更）申請書（第1号様式）に関係書類を添え指定期日までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて調査等により、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

（決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、交付する場合にあつては交付決定通知書（第3号様式）により、交付しない場合にあつては不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知する。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は20日以内で市長が指定する期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、必要に応じて調査等を実施して補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付決定者に通知する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和3年4月1日から一部改正する。